（苦情処理）

第三十四条の二十　指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行った者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であった者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2　指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（記録の整備）

第三十四条の二十一　指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　実施した都道府県事務の内容等の記録

二　前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第三十五条第四項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第六十五条の五中「第六十三条第一項」を「第六十三条」に改める。

第百十三条の三十七第二項中「第三十五条の九第一項第三号イ」を「第三十五条の十第一項第三号イ」に改め、同条第三項中「第三十五条の九第一項第三号ロ」を「第三十五条の十第一項第三号ロ」に改める。

第百十三条の三十八第二項中「第三十五条の十第一項第二号イ」を「第三十五条の十一第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五条の十第一項第二号ロ」を「第三十五条の十一第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五条の十第一項第二号ハ」を「第三十五条の十一第一項第二号ハ」に改める。

第百三十三条第一項中「前条」を「第百三十二条」に改める。

第百四十条の三第一項第十二号中「第三十五条の六」を「第三十五条の七」に改める。

第百四十条の二十四第一項第十二号中「第三十五条の七」を「第三十五条の八」に改める。

第百四十条の三十二第一項第十四号中「第三十五条の八」を「第三十五条の九」に改め、同条第二項中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改める。

第百四十条の四十四第一項第一号を次のように改める。

一　第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行った介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

第百四十条の四十六及び第百四十条の四十七を次のように改める。

（法第百十五条の三十五第二項の規定による公表の方法）

第百四十条の四十六　都道府県知事は、法第百十五条の三十五第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

（法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報）

第百四十条の四十七　法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

第百四十条の五十一各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法によることができる。

第百四十条の五十三中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百四十条の五十七中「第三十五条の十第一項第二号イ」を「第三十五条の十一第一項第二号イ」に、「第三十五条の十第一項第二号ロ」を「第三十五条の十一第一項第二号ロ」に、「第三十五条の十一第一項第二号ハ」を「第三十五条の十一第一項第二号ハ」に改める。

第百四十条の五十九中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四章第十節中第百四十条の六十二の次に次の一条を加える。

（法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第百四十条の六十二の二　法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第百四十条の六十三中「第百十五条の四十四第四項」を「第百十五条の四十五第四項」に改める。

第百四十条の六十四の見出し中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、同条第一号中「第百十五条の四十四第一項第一号」を「第百十五条の四十五第一項第一号」に改め、同条第二号中「第百十五条の四十四第二項各号」を「第百十五条の四十五第二項各号」に改める。

第百四十条の六十五第一項各号列記以外の部分中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改め、同項第一号中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、同項第二号中「第百十五条の四十六第三項」を「第百十五条の四十七第一項」に、「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改める。

第百四十条の六十六（見出しを含む。）中「第百十五条の四十五第四項」を「第百十五条の四十六第四項」に改める。

第百四十条の六十七（見出しを含む。）中「第百十五条の四十六第一項」を「第百十五条の四十七第一項」に改める。

第百六十五条の三中「第二百三条の四第一項」を「第二百三条の五第一項」に、「第二百三条の二第一項」を「第二百三条の三第一項」に改める。

第九章中第百六十五条の四の次に次の二条を加える。

（大都市の特例）

第百六十五条の五　令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から第百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条、第百三十九条、第百四十条、第百四十一条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。